

## 水産業新展開・誘致促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、水産関連事業者による持続的かつ安定的な発展を目的とした新たな取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納がなく、延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当しない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本店又は支店を有し、市内で生産又は採取された水産物を加工し、販売する者
- (2) 市外から新たに市内へ立地する者で、補助金の申請時に市内の土地若しくは建物を取得し、又は市内の土地若しくは建物の賃貸借契約を締結しており、市内で生産又は採取された水産物を加工し、販売する者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する総事業費が600万円以上かつ1名以上の雇用を創出する新たな取組のうち、次の各号のいずれかに該当する取組を実施するための環境整備事業とする。ただし、補助対象事業は、補助金の交付申請日の属する年度の3月15日までに完了するものでなければならない。

- (1) 高付加価値化 素材以上の価値を付与し、より高価格帯での商品提供を行う取組
- (2) 事業承継・新規立地 事業の廃業若しくは譲渡による事業の引継ぎ又は市内への新たな立地に資する取組
- (3) 新事業展開 市場又は提供する価値若しくはサービスを従来のものから変更し、新たな事業へ進出する取組

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に直接要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、次の表のとおりとする。

建設費	建物の建築及び付帯工事に係る費用
改修費	建物の改修及び付帯工事に係る費用（改修を行う既存施設の購入費用を含む）
設備費	機械装置・工具器具等の購入及び据付費用に係る費用
賃借料	賃貸借契約等に基づき支払われる賃料相当額（住居として利用している部分を除く。）
その他	市長が特に必要と認める費用

2 この補助金のほかに、国、地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）より補助を受け、又は受けようとする場合における補助対象経費は、当該補助対象経費から国等の補助の金額に係る経費分を除いたものとする。

### (補助率、補助金額及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とし、補助金の交付の申請1件当たりの補助限度額は、500万円とする。

### (事業採択申請)

第6条 補助金の交付の受けようとする者は、事業採択申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の積算根拠となる書類の写し
- (4) 市税の完納を証する書類（第2条第1号に該当する者に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（選定委員会の設置）

第7条 市長は、事業の採択にあたり次に掲げる事項に係る評価及び意見を聴くため、選定委員会を設置する。

- (1) 事業の目的及び内容
- (2) 補助金の額
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 選定委員会は5名以内をもって組織し、互選により委員長を選任する。

3 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、県及び市の行政機関の職員並びに専門的な知見を有する外部委員で構成する。

（審査会の開催）

第8条 選定委員会は、第6条に規定する事業採択申請書の事業内容を審査するため、審査会を開催する。

2 審査会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3 選定委員会は、審査結果を市長に報告するものとする。

（採択）

第9条 市長は、選定委員会による審査会の審査結果を基に事業の採択を行い、事業採択申請書の提出者にその旨を通知する。

（交付の申請）

第10条 事業の採択を受け、補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
- (2) 収支計算書（様式第5号）
- (3) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (4) 実施した補助対象事業の概要が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（雇用状況の報告）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の3月15日までに、雇用状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、その内容を補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 第11条に規定する市長の承認を得ずに、補助金交付決定を受けた事業の内容から著しく変更し、又は逸脱した事業を行ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求通知書(様式第 8 号)により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、当該事業により取得した不動産及びその従物又は取得価格が 50 万円以上の機械及び器具について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数の期間を経過した場合は、この限りではない。

(帳簿の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後 10 年間又は前条に規定する財産の処分の制限期間を経過するまでの間のいずれか長い期間これらの書類を保管しなければならない。

(要綱の見直し)

第 17 条 この要綱は、社会状況の変化、運用状況、実施効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。